

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 篠井 哲治

- | | | | | | | | |
|-----|-------|--|--|--|--|--|--|
| I | 開催年月日 | 令和3年9月10日（金） | | | | | |
| II | 会議時間 | 午後1時00分～午後1時54分 | | | | | |
| III | 出席委員等 | 〔出席委員〕◎篠井 哲治 ○中村 清志 坂林 永喜
金平 直巳 樋詰 和子 水口 清志
金森 一郎 高畠 義一
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 なし
〔事務局職員〕 西本 幸夫 池守 凡子 堀田 寛之
〔傍聴者〕 なし | | | | | |

IV 審査の概要

1 付託議案について

議案第 104 号 令和 3 年度高岡市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会所管分

以上、議案第 104 号のうち本委員会所管分は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑は次のとおり。 〉

(以下、質疑・質問内容は○、答弁内容は△で表示)

【議案第 104 号のうち、県補助野菜生産振興・条件整備事業費について】

- この分野での市単独事業はあるのか。
- △ 園芸生産力向上のため、耐雪型パイプハウス整備の支援を行う市単独事業がある。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔産業振興部〕

- (1) 令和3年度高岡市未来につなぐチャレンジ事業補助金及び高岡市チャレンジ新商

品認定事業の採択事業者等について

- (2) 高岡市地域おこし協力隊（山間部と都市部との交流コーディネーター）の委嘱について

〈 委員から、次の質疑があった。 〉

【地域おこし協力隊の委嘱について】

- これまでの委嘱実績は。
- △ 令和2年度に1名と今回の1名で合計2名の実績となる。山間部と都市部との交流コーディネーターという業種については、初めての委嘱となる。
- 今回委嘱される方が、五位山地区を選ばれたきっかけや理由はあるのか。
- △ 出身地が高岡市であり、タケノコが採れるなど、五位山地区の地域性もご存じであった。名古屋市で旅行会社に勤めていたこともあり、観光面も含め、高岡市の力になりたいという意気込みで応募があった。
- 今回の委嘱について、地域ではどのような受け止めをされているのか。
- △ まだ赴任前ではあるが、これまでに2回現場に来られている。その際に、連合自治会長をはじめ、多くの方とお会いされている。五位山地区の空き家に住みながら活動を進めていくということで、地域からは心強いとの声があがっている。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【大雪・雪害対策について】

- 今冬の大雪で除雪作業による道路設備の破損が多発したが、現在の補修状況は。また、安全対策の確認は十分か。
- △ 今冬の除雪作業による破損件数は約900件である。そのうち道路設備の破損は約7割の約600件であるが、補修は概ね完了している。破損したガードレールや区画線などの安全施設は、現状復旧していることから、道路交通等の安全も確保されており、安全対策については問題ないものと考えている。
- 年末に向けて、教訓を活かした大雪対策への取り組みや態勢整備状況は。
- △ 今冬の教訓として、幹線道路や交差点での圧雪処理や雪置き場の不足等により、除排雪に多くの時間を要したことが挙げられる。このことから、令和3年度は除雪が早く終わられるよう、委託業者の除雪延長の見直しによる作業量の調整や、時間帯にとらわれない早めの作業着手を検討したいと考えている。また、県などとも連携を図りながら、管理区分にこだわらない除雪を行う連携除雪や雪捨て場の共同利

用などについて検討を進めており、こうした取り組みによって、効率的な除雪に努めたい。

- 委託業者の高年齢化が心配されるが、オペレーターの確保に問題はないのか。
- △ 除雪オペレーターを確保するため、令和2年度から、除雪機械の資格取得に対して1人あたり5万円の補助を行うオペレーター支援事業に取り組んでいる。
- 除雪路線延伸の今後の方針は。
- △ 市道の除雪路線の考え方は、道路の幅員、交通量、雪置き場の確保や、沿道家屋の立地状況などを勘案し、路線の選定をしている。冬期の除雪は重要であると考えているが、新たな除雪路線の選定は、これらの条件を踏まえ、総合的に判断していきたいと考えている。
- 除雪事業者への支援策の現状と今後の強化策は。
- △ 除雪業者には、除雪作業時間に応じた委託料に加え、除雪機械の稼働状況にかかわらず、必要となる保険料や税金などの経費の一部を固定費として支払っている。また、事業者が除雪機械を維持することが困難な場合には、除雪機械のリースなども行っている。本市としては、将来にわたり持続可能な除雪体制を維持していく上で、事業者の協力は大変重要であると考えており、今後は、除雪事業者や関係団体の意見や、他市の支援策などを参考に、さらなる対策を検討していきたい。
- 市直営の消雪パイプの敷設延長は何キロメートルか。延伸の計画は。
- △ 令和2年度末時点で約110キロメートルとなっている。本市の消雪パイプの設置については、地下水の保全と水源が確保できることを前提に、主要な公共公益施設へのアクセス道路や、国道、県道をつなぐ幹線道路などを基本として、機械除雪が困難な路線を中心に実施している。延伸については、これらの要件をもとに検討している。
- 市直営の消雪パイプについて、令和2年度の点検・補修実績と補修費は。
- △ 令和2年度の消雪施設の定期点検は、降雪期前の11月と降雪期後の3月の計2回実施した。その結果、降雪期前の定期点検で異常が確認され、補修したものが21件、降雪期間中に故障が発生し、補修したものが57件、計78件、約2,500万円の補修費がかかった。
- 市直営の消雪パイプについて、点検・補修の今後のスケジュールは。
- △ 点検は、毎年、降雪期前と降雪期後の2回に分けて実施することとしており、点検により不具合を確認した箇所については、その都度補修を行っていくこととしている。
- 民間消雪パイプの老朽化の現状の調査結果は。
- △ 民間消雪施設については、各消雪管理組合において、維持管理を行うこととなっており、本市では、民間消雪施設の老朽化等については、現状把握は行っていない。
- 民間消雪パイプの更新・補修助成の現状と今後の強化策は。
- △ 更新・補修助成については、これまで年に1、2件程度の申請であったが、平成29年度に、市の消雪施設の設置等補助金交付要綱を改正して以降は、年間約8件、約1,000万円の申請がある。今後は、更新時期を迎える施設も多くあるため、予防保全の観点から、早期に修繕・更新を促すよう、本制度のさらなる周知・PRを図

るとともに、各組合の意見や他市の支援策などを調査し、どのような対策ができるのか検討していきたいと考えている。

- 消雪パイプの老朽化や地域住民の高齢化により、消雪組合がある地区では、施設の維持管理に非常に苦勞していると聞いているが、今後の民間消雪パイプの維持管理についての考えは。

△ 除雪車が入れない場所や雪置き場が確保できない場所などでは、消雪パイプは必要不可欠であったことから、そのような地区では、地元自治会などで協議会を作っ
ていただき、市が助成してきた。しかし、約半数の組合では、概ね耐用年数を超
えている状況にあることから、補助制度を見直したところ、補助金の申請件数も増加
している。早期に修繕、補修することで、消雪パイプの長寿命化が図られることか
ら、今後とも制度の周知・PRに努めたい。一方、民間消雪だけでなく、市が管理
する消雪パイプも同様に老朽化が進んでいることから、他市の事例なども参考に対
応策を検討し、持続可能な仕組みづくりを考えたい。

- 除雪オペレーターの育成、確保の現状は。今後の対応策は。

△ 除雪作業者の高齢化等によって、除雪オペレーターの確保が難しい現状にあるた
め、令和2年度から除雪事業者への、除雪車両の運転に係る資格取得支援を行っ
ている。この支援によって、2年度は10名が新たに資格取得し、3年度も現時点で
4名の申請が上がっている状況である。また併せて、本市ホームページで、除雪に
協力いただける事業者、個人の方への募集も呼びかけている。今後の対応としては、
除雪オペレーターの確保などについて、除雪事業者の意見や他市の支援策も参考に、
どのような対策が可能か検討していきたいと考えている。また、地域ぐるみの除雪
オペレーターに関しては、毎年、オペレーターの資格を得るための講習会を開催し
ており、新しいオペレーターの確保、技能向上に努めている。

【鳥獣被害対策について】

- 鳥獣の繁殖拡大による農作物被害にどのように取り組むのか。

△ 本市における農作物被害は、主に夏から秋にかけてのイノシシによる水稻の食害
や踏み荒らしとなっている。また、少数ではあるが、ハクビシンによる家庭菜園で
の被害の声も寄せられている。これらの鳥獣の農作物被害の対策として、山際の草
刈りや、えさ場をなくすなど、集落に近づかせない生息環境管理に加え、電気柵の
設置等、圃場に侵入させない進入防止策を講じている。また、この二つの対策を行
ったとしても、集落周辺のえさに固執するイノシシがいる場合は、やむを得ず捕獲
檻による捕獲を行うなど、地域とともに総合的に取り組んでいる。また、令和2年
度から、高齢化や人口減少によって、電気柵の維持管理が困難となっている地域に、
耐雪型侵入防止柵の整備を開始したところである。今後とも、地域声を聞きなが
ら、地域と一体となって、農作物被害の防止に取り組んでいきたい。

- イノシシ被害への対策は。

△ 生息環境管理と侵入防止の対策をしっかりと行ったうえで、農作物に直接被害を及
ぼすイノシシを捕獲することで大きな効果が期待できる。地域と一体となり、これ
らの対策に取り組みたい。

○ 幼獣を含めたイノシシの捕獲状況は。

△ 令和3年8月31日現在、捕獲頭数が75頭、うち幼獣が65頭であり、割合としては8.5割を超えている。なお、令和2年8月31日時点では、捕獲頭数80頭、うち幼獣が29頭であったため、3年度は幼獣の割合がかなり高い状況である。

○ クマ被害への対策は。

△ 本市では、クマ対策として、山際の草刈りや放任果樹の除去により、えさ場をなくすなど、集落に近づかせない、生息環境管理に取り組んでいる。また、クマの人身被害防止のため、目撃情報が通報された場合の対応等をまとめた対策マニュアルを作成している。それに基づいて、関係課と連携し、防災メール等により、関係者への迅速な情報提供に取り組み、注意喚起を行っている。さらに、目撃情報があつた周辺地区のパトロールを実施し、住民の安全安心に努めている。その他、秋のクマの出没に向けて、市ホームページや広報紙において、クマの注意喚起を行う予定にしている。一方で、令和3年5月に高岡高校の敷地でクマが出没した事例もあったことから、秋のクマの出没に向け、9月上旬に高岡警察署と、市街地等での対策の協議や、役割分担、体制の確認等を行い、現場対応の連携強化を図った。今後とも警察や県、関係機関と連携しながら、クマ対策に全庁的に取り組んでいきたい。

【コロナ禍のもとでの中小事業者への支援について】

○ かつてない厳しい状況にある中小事業者の現状の把握、行政への要望事項の調査状況は。

△ 本市ではこれまでも、国・県等の経済情勢報告、商工会議所の地域経済動向調査や各種報道等による情報収集に努めている。また、関係団体や事業所、店舗等へのヒアリングや、企業訪問等によって、中小事業者の状況把握に努めている。直近の県の経済情勢報告によれば、本県の景気は依然として厳しい状況にあるが、緩やかに持ち直しつつあるとされており、本市においても同様の状況にあるものと考えている。市内の各産業支援機関等へのヒアリングによれば、令和3年度は、国・県・市等の補助メニューが多く、募集時期も複数回あることから、これらの補助金に関する相談が多いとのことである。本市においても、事業者等から、新商品開発や販路拡大等の取り組みへの支援補助金の継続を希望する声を多く聞いている。一方、市内の商業関係団体の各事業所へのヒアリングによれば、依然としてコロナ禍の影響による業績不振や経営悪化の状況が見られる。特に時短営業が要請されている酒類を提供する飲食店や関連事業所等からは、売り上げが減少し、厳しい状況にあり、適切な対応をお願いしたいとの声が多く聞かれる。本市においても飲食を始めとする関連業種への影響は大きい状況にあると考えている。

○ 中小事業者の現状把握に基づく迅速な支援策の具体化を国・県と連携し、実施すべきと考えるが、見解は。

△ これまで本市では、コロナ禍の対策として、資金融資や利子補給などによる下支えに加え、業態転換や新事業展開など新しいことに取り組む中小事業者や小規模事業者に対して、未来につなぐチャレンジ事業補助金等の支援を進めている。この度、富山県内の警戒レベルがステージ3に引き上げられたことや、蔓延防止等重点措置

が適用されたことで、県では第二次の富山県飲食業関連事業者支援の準備を進めていると聞いている。本市としても、市内の各団体や事業者等からのヒアリング等による現状なども踏まえ、特に支援が必要である事業者に対しては、県の支援に加え、本市独自の上乗せ支援を予定している。また、国の地方創生臨時交付金の追加交付に伴う、新たな事業者支援を検討している他、感染状況等も見ながら、消費喚起対策も予定しているところであり、今後も国・県が実施する支援策との連動性も考慮しながら早急に支援策を検討し、迅速な対応に努めたい。

○ 最近の市内企業の経営危機の状況を直視し、あらゆる金融支援策を実行すべきと考えるが、見解は。

△ コロナ禍において、国・県では新型コロナウイルス感染症に対応した融資制度を設けており、中小企業者の金融支援を行っている。政府系の金融機関では、実質無利子、無担保の融資が設けられており、当面の間、令和3年12月末までの期間延長がなされている。県においては、保証料の事業者負担なしで既往融資の借り換えが可能であるビヨンドコロナ応援資金が設けられている。本市では信用保証付きの融資制度を10種類設けており、事業者のあらゆる事業段階に対応した支援ができるよう整備している。これらは、保証料を全額市が補給することで、事業者の負担を軽減している。さらに令和3年度から、小規模事業者への融資、いわゆるマル経融資に係る利子補給制度を本市独自のものとして創設している。今後も社会経済情勢を注視していくとともに、市内事業者の声に耳を傾けながら、適時適切な事業者支援に取り組んでいきたい。

【米価下落対策について】

○ コロナ禍の需要縮小による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけるよう国に要請してはと考えるが、見解は。

△ 本市における令和3年度の米の需給調整については、国の経営所得安定対策や、本市の状況にあった産地交付金の活用により、麦、大豆、園芸作物等の生産促進や、主食用米の飼料用米への転換促進に取り組み、米価下落の抑制に努めている。しかしながら、8月に発表された全農富山県本部の概算金については、富富富60キロ当たり2,700円の減、コシヒカリ60キロ当たり2,000円の減と、大幅な下落となっている。このような状況の中、国では、今後の全国での作柄状況も踏まえ、適切に対応されると考えており、本市としては、国・県とともに、より一層、米の需給安定のための各施策に取り組んでいきたい。

○ 国産米の需給状況に応じて、国内消費に必要なミニマムアクセス米の輸入数量調整を実施するよう国に要請すべきと考えるが、見解は。

△ ミニマムアクセス米については、平成7年度から、ウルグアイラウンド農業協定に基づき、年間77万トンの輸入機会を提供し、原則全数量の輸入を行うべきものとされている。しかしながら、ミニマムアクセス米の輸入数量については、国において、農業はもとより、産業、経済全体を見据えた総合的かつ慎重な議論・検討が行われているものと考えており、本市としては、引き続き、国の動向を注視していきたいと考えている。

【水道事業について】

- 受水単価、契約水量の見直しについて、今後の県企業局との協議の見通しは。
- △ 県の企業局とは、水道事業の様々な分野で定期的に協議している。受水4団体で構成している県西部水道用水供給事業連絡協議会では、受水費が非常に大きな課題であり、定期的な協議を続けている。令和3年4月からは、契約水量が6%減量となったが、受水団体としては、受水費を抑制することが、経営の大きな課題であることから、引き続き、受水単価や受水契約水量の軽減について、県企業局と交渉していきたい。
- 県企業局の令和2年度決算は黒字決算との背景もあることから、受水単価の見直しについて、積極的に取り組むべきと考えるが、見解は。
- △ 県企業局との交渉の過程では、県企業局の将来の投資計画等の説明も受けている。長期にわたる計画的な受水は、何よりも大事と考えており、粘り強く交渉し、受水単価の抑制に努めたいと考えている。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（13名）

産業振興部長	福 田 直 之	都市創造部長	赤 阪 忠 良
産業振興部次長	柳 原 隆	都市創造部次長	澤 徹
産業振興部参事（兼務）	竹 内 悟	都市創造部次長 参事	竹 内 悟
産業企画課長	長 井 剛 志	土木維持課長	中 出 裕 嗣
商業雇用課長	表 野 勝 之		
農業水産課長	須 田 稔 彦	上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
地域振興交流課長	有 栖 友 広	上下水道局次長	嘉 信 和 昭
		総務課長	亀 岡 勝 彦